

火山性ガラス質複層板製品からの VOC 放散に関する表示規程

平成 22 年（2010 年）6 月 9 日制定

2025 年 1 月 31 日改定

火山性ガラス質材料工業会

（目的）

第 1 条 本規程は、火山性ガラス質材料を含有する火山性ガラス質複層板（VS ボード）及びその他製品からのトルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン（以下対象 VOC という）の放散に関する表示をする制度に必要な事項を定めることにより、安全性及び居住性に優れた内装建材等の供給の促進を図ることを目的とする。

（適用製品）

第 2 条 火山性ガラス質材料を含有する素板及びその加工品。

（申請資格）

第 3 条 申請者は火山性ガラス質材料工業会（以下、工業会）会員とする。

（審査基準）

第 4 条 対象 VOC の放散に関する基準は「建材からの VOC 放散速度基準に関する表示制度運用に係わる基本的事項」（建材から放散する VOC の自主表示に関する検討会 平成 20 年（2008 年）10 月 3 日制定、2025 年 1 月 29 日改訂）の付則表 1 に記載された『放散速度基準値』とし、別表 1 に示す。

2 平成 18 年度（2006 年）国土交通省補助事業「建材から発散する VOC の情報開示に関する調査研究」および平成 19 年度（2007 年）国土交通省補助事業「設備類から発散する VOC の各種測定法に関する調査研究」（ともに一般社団法人日

本建材・住宅設備産業協会）において調査研究を行った化粧加工等に関しては、別表2に示す仕様（材料）に基づく審査を行えるものとする。

- 3 審査基準への適合については、下記により、申請内容に応じて審査を行うものとする。
 - 一 基材については、SDS又はJIS認証書等
 - 二 別表2に例示された仕様（材料）については、SDS又は登録書等
 - 三 測定データにより申請を行う場合は、別表3に定める方法に基づく測定結果報告書等

（申請）

第5条 申請者は工業会の定める様式に従い申請書を提出する。

- 2 申請書には、次の資料を添付すること。
 - 一 審査基準を充たすことを証する書面
 - 二 必要に応じて工業会の求める当該製品のカタログ、技術資料、等

（審査及び登録）

第6条 工業会は書類審査を行い、その結果をもって表示の使用を登録、申請者に対して登録証明書を交付する。同時に工業会は審査結果を品質委員長に報告する。また、工業会は、申請者に必要な追加の資料を求めることができる。

（有効期間及び更新）

第7条 登録された製品の有効期間は、基材、材料、加工方法に変更があったとき、又は当該登録の日から起算して三（新規登録においては二）年を経過した日の属する会計年度の末日のいずれか短い期間までとする。登録は、更新することができる。

なお、第4条の審査基準改定に伴い、製品の内容を変更せず登録を移行する場合には、有効期間は変更しない。

(表 示)

第8条 対象 VOC に関する表示は、次の事項を表示しなければならない。

- 一 火山性ガラス質材料工業会
- 二 適合表示 4VOC 基準適合
- 三 登録番号
- 四 登録者・製造者等名称 又は 略号
- 五 製造年月日あるいはロット番号等（本事項は構成材料を確認できる記号を記載する。記号そのものあるいは記載されている場所を明示すれば足りる。）
- 六 問合せ先

(登録を受けた製品に関する品質管理)

第9条 登録書により表示登録を受けた者は、前条に定める表示を行う製品につき、構成材料及び製造方法が前条第1項5号に定める表記から特定できるよう、記録を出荷後5年間保管しなければならない。

(事実に反する表示)

第10条 表示登録を受けた者は、前条に定める表示を事実に反し、又は誤認を生ずる恐れがある方法で使用してはならない。また、表示から生ずる一切の責任を、工業会は負わない。

2 前項の表示が判明した場合、工業会は、すみやかに登録の抹消、情報提供媒体からの当該製品名等の削除等を行うことができる。また、申請者に対して、原因の究明と改善書の提出を求めることができる。これに従わない場合は、工業会は、その虚偽の表示に係る態様及び虚偽の表示を行ったものの名称、その他の必要な事項を新聞等の適切な媒体を通じて一般に周知する等必要な措置をとることができる。

3 工業会は、登録を受けていない製品に本表示が使用されていることが判明した場合、その虚偽等の表示に係る態様及び虚偽等の表示を行ったものの名称、他の必要な事項を新聞等の適切な媒体を通じて一般に周知する等必要な措置をと

る等、本制度の適正な運用に努める。

(情報開示)

第11条 登録製品の登録番号、申請者名、商品名、問合せ先は、工業会ホームページで公表する。本規定についても同ホームページに掲載し、制度の内容を確認できるようにする。

(費用)

第12条 申請及び更新、移行に伴う登録費用は、付則に定める。

(規程の改定)

第13条 本規程の改定については品質委員会において行う。また、品質委員会は改定に伴って改定前の登録製品について登録の見直し、追加資料の要求等、必要な措置をとることができる。

別表 1 第4条第1項の建材からのVOC放散速度基準（2025年）

対象 VOC	略記号	放散速度基準値 ($\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$)
トルエン	T	38
キシレン	X	29
エチルベンゼン	E	54
スチレン	S	32

別表 2 第4条第2項の化粧加工等の仕様（材料）

化粧加工材料	基準
接着剤	日本接着剤工業会の規定に基づく4VOC基準適合表示品
塗料	塗料メーカーの証明書等が添付されている塗料
化粧シート	印刷工業会の規定に基づく4VOC基準適合表示品
木材、合板、集成材、 単板積層材	木質建材からのVOC証明・表示研究会報告に基づく仕様のもの
繊維板、 パーティクルボーダー	日本繊維板工業会の規定に基づく4VOC基準適合表示品
その他の材料	団体等の規程に基づき「4VOC基準適合」の表示がされている材料

※当表において、4VOC基準は最新の基準値を反映したものであること。

別表 3 第4条第3項第三号の測定方法

方 法	「建材からのVOC放散速度基準」に示される試験方法、試験条件
策 定	建材からのVOC放散速度基準化研究会
判 定	7日目の測定値をもって、対象VOCの放散速度が別表1の基準値以下であること

付則

火山性ガラス質複層板製品からの VOC 放散に関する表示規程 第 12 条(費用)に関する登録及び更新、移行の費用についての規定

(費用)

火山性ガラス質複層板製品からの VOC 放散に関する表示規程 第 12 条の申請及び更新、移行に伴う登録費用は、会費に含めることとする。